

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

#### 奈良県人事委員会規則第十四号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成二十九年三月奈良県人事委員会規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四百四条第四項第二号」を「第四百四条第七項第二号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。